

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車情報課長

災害救助法が適用された地域における
自動車の抹消登録申請時の特例的取扱いについて

自然災害等の被害にあった自動車の所有者から道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 15 条第 1 項に基づく永久抹消登録の申請があった場合は、登録の原因を証する書面として罹災証明書、並びに自動車登録番号及び車台番号を求めているところである。

近年、地震や豪雨等が頻発していることから、今後、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された区域（以下「特定被災地域」という。）において被災した自動車については、下記のとおり取扱うこととする。

ついては、本取扱いについて了知いただくとともに、管下支局等あてに周知願いたい。

記

1. 必要となる書面・情報の特例措置

①原因を証する書面（罹災証明書又は被災証明書）

入手が困難である場合、申請人の申立書（様式 1）をもって罹災証明書に代える。

なお、特定被災地域内以外において登録されている自動車に係る申請については、災害時に当該地域内に所在していたことが分かる具体的な説明の記載を求める。

②申請に必要な情報

自動車登録番号又は車台番号が不明である場合、納税証明書等により自動車登録番号又は車台番号のいずれかが分かり、自動車を特定できれば、申請書を受理する。

2. 被災車両であることの記録について

発生した災害に係る罹災証明書又はこれに代わる申請人の申立書（様式 1）が添付された抹消登録申請については、自動車登録ファイルに被災車両である旨の記録を必ず行った上で処理すること。

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

申 立 書

下記自動車が、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された区域において被災し、滅失したことを申し立てます。

記

1. 自動車の表示

自動車登録番号 (ナンバープレート番号)	車台番号

2. 被災場所 _____

※被災地域以外で登録された自動車の場合は、当該自動車が被災したことが分かる説明を以下に記載してください。

--

※被災による抹消は道路運送車両法第15条による永久抹消登録となることから、抹消後の再登録はできません。

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車情報課長

令和 8 年熊本地震による自動車の抹消登録申請時の特例的取扱いについて

所有する自動車が自然災害等の被害にあった所有者から道路運送車両法第 15 条第 1 項に基づく永久抹消登録の申請があった場合は、平成 18 年 1 月 30 日付国自情第 166 号・国自技第 232 号「自動車登録業務等実施要領」に定めのあるとおり登録の原因を証する書面として、「罹災証明書」を求めているところである。

今般、令和 8 年 7 月 28 日に発生した「令和 8 年熊本地震」及びそれに起因する火災、土砂崩れ等により、自動車が焼失や土砂に埋まる等の被害も多いが、「罹災証明書」が交付されず永久抹消登録ができない場合があるため、申請者が不利益を被ることのないよう下記の特例措置を講ずることとする。

ついては、本取扱いについて了知いただくとともに、管下支局等あてに周知願いたい。

記

1. 必要となる書面・情報の特例措置

①原因を証する書面（罹災証明書又は被災証明書）

入手が困難である場合、申請人の申立書（様式 1）をもって「罹災証明書」に代える。

なお、特定被災地域内（※）以外において登録されている自動車に係る申請については、地震による災害時に当該地域内に所在していたことが分かる具体的な説明の記載を求める。

※令和 8 年熊本地震に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された区域。

②申請に必要な情報

自動車登録番号及び車台番号が不明である場合、納税証明書等により自動車登録番号又は車台番号のいずれかが分かり、自動車を特定できれば、申請書を受理する。

2. 被災車両であることの記録について

今回の地震による災害に係る「罹災証明書」又はこれに代わる申請人の申立書（様式 1）が添付された抹消登録申請については、自動車登録ファイルに被災車両である旨の記録を必ず行った上で処理すること。

令和 年 月 日

住所 _____

氏名（署名） _____

申 立 書

下記自動車が、令和 8 年熊本地震において被災し、滅失したことを申し立てます。

記

1. 自動車の表示

自動車登録番号 (ナンバープレート番号)	車台番号

2. 被災場所 _____

※被災地域以外で登録された自動車の場合は、当該自動車が被災したことが分かる説明を以下に記載してください。

--

※被災による抹消は道路運送車両法第15条による永久抹消登録となることから、抹消後の再登録はできません。